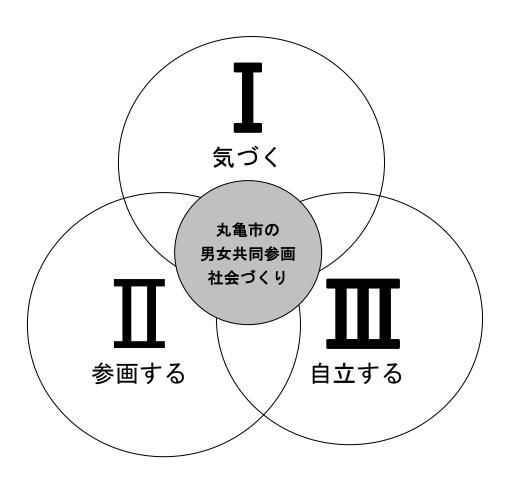
第2章 基本計画



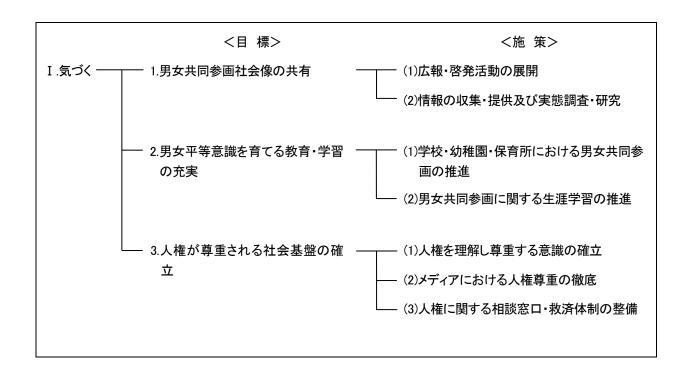
Ⅰ. 気づく

男女共同参画社会の目指すべき社会は、固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会です。平成21年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」の「男女平等」についての問いに対して、男女平等であると答えた人は、5年前のアンケートと比較して「学校教育の場」では、51.9%から60.5%に、「職場」では、16.9%から21.0%に増えています。

しかし、男女ともに、「社会通念・慣習・しきたりなど」の71.4%をはじめ、「家庭」では58.9%、「社会全体」では62.2%の人が、男性が優遇されていると答えており、社会における男女平等意識は、まだ十分には進んでいないと考えられています。その原因のひとつとして、男女共同参画があらゆる立場の人にとって必要であると、必ずしも理解されていないことが考えられます。

男女共同参画社会とは、男女の多様な生き方を尊重し、すべての人が家庭・地域・職場等 あらゆる場面で活躍できる社会であり、そのためには、みんなが暮らしやすい社会であると いうことに気づく必要があります。

丸亀市では、市民が、固定的性別役割分担意識がもたらす問題点や、その解決方法など男 女共同参画についての理解を深め、自分らしく生きるための意識づくりができる取り組みを 推進します。

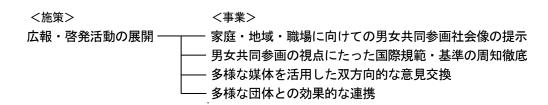


目標1 男女共同参画社会像の共有

(1) 広報・啓発活動の展開

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共同参画することにより、だれもが暮らしやすい社会が築かれることをまず知ることが必要です。そして、男女が個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会の進展が、あらゆる人の幸せにつながることに気づくことが大切です。

これからの時代に求められる男女共同参画社会を、市民一人ひとりが身近な課題として捉えることができる広報・啓発活動を推進します。また、男女共同参画に関係の深い国際的な条約や法律・制度などについても理解しやすい配慮をした広報に努めます。



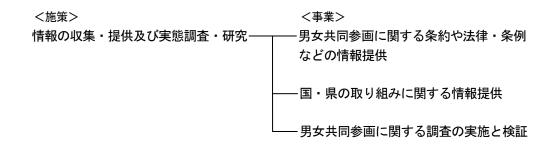
事業	事 業 内 容 / 詳細事業	担当課
【1】 家庭・地域・職場 に向けての男女共 同参画社会像の提 示	目指すべき男女共同参画の姿を分かりやすく、身近なものとして捉えてもらえるように、きめ細かな広報・啓発活動を展開します。 ・企業などへの広報、啓発 ・地域コミュニティへの広報、啓発 ・地域における男女共同参画推進員の委嘱及び活動支援 ・家庭での慣行を見直すためのジェンダー・チェックの実施 ・市役所内の性別役割分担意識による慣行の是正 ・男女共同参画プランの広報、啓発 ・男女共同参画週間などを利用した重点的な広報活動	男女共同参画室 人権課 地域振興課 職員課
【2】 男女共同参画の視 点にたった国際規 範・基準の周知徹 底	我が国の男女共同参画施策が国際的な動きと連動して推進されてきたことを踏まえ、国際規範・基準や国際的な男女共同参画の流れについて周知に努めます。 ・関連図書やビデオ・DVDなどの充実、啓発への有効な活用の推進 ・国際理解や平等・平和教育の実践 ・周知徹底のための効果的な手法の構築	男女共同参画室
【3】 多様な媒体を活用 した双方向的な意 見交換	市民一人ひとりが男女平等及び人権尊重の意識を持つことができるように、さまざまな媒体を活用するとともに、行政からの一方的な押し付けにならないように配慮した広報・啓発活動を行います。 ・CATV、ラジオ、各種情報紙、パンフレットなどを活用した広報、啓発 ・広報丸亀、ホームページ、ひまわりボックス、各種情報紙などを利用した広報・広聴制度の充実	秘書広報課 人権課 男女共同参画室 地域振興課 議会事務局
【4】 多様な団体との効 果的な連携	男女共同参画を共通認識として効果的に施策を進め、市民全体に広がりを持った運動となるように、各種団体との連携を深めます。 ・NPO・NGO、地域コミュニティ、教育関係団体、商工会議所、マスメディアなど、各種機関・団体との協力体制の構築	男女共同参画室 人権課 地域振興課 学校教育課 産業振興課 各種機関・団体に 関わっている各課

(2) 情報の収集・提供及び実態調査・研究

男女共同参画に関する施策を推進するために、男女の置かれている状況を客観的に把握できる調査や研究を実施し、市の実態を把握しつつ、課題を分析します。

また、アンケート結果を可能な限り男女別データで表示し、男女間格差の実態を把握しやすくするなど、分かりやすい情報提供を行います。

さらに、男女共同参画に関係の深い条約や法律・条例など、男女共同参画社会の形成に役立つ各種情報の収集・整備・提供に努めていきます。



事業	事 業 内 容 / 詳細事業	担当課
【5】 男女共同参画に関 する条約や法律・ 条例などの情報提 供	男女共同参画に関係の深い国際的な条約や法律・制度等の資料を収集し、市民が利用しやすいように提供します。 ・男女共同参画に関する条約や法律・条例などのわかりやすい周知	男女共同参画室
【6】 国・県の取り組み に関する情報提供	国や県が行う男女共同参画に関する調査や取り組みなどについての情報を収集し、市民が利用しやすい形で提供します。 ・国の「監視・影響調査」などの情報提供 ・男女共同参画に関する資料の収集、提供	男女共同参画室 図書館
【7】 男女共同参画に関 する調査の実施と 検証	市民意識や地域性、施策の影響などについて、客観的に把握できる 調査を実施し、実態を検証します。 ・男女共同参画に関する市民意識調査などの実施 ・国の調査などと比較した丸亀市男女共同参画の実態の検証 ・市民団体などが行う調査・研究への支援	男女共同参画室

目標2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

(1) 学校・幼稚園・保育所における男女共同参画の推進

男女の人権が尊重され、男女平等が実現されるためには、学校・保育における教育や学習が極めて大きな役割を果たします。

平成21年度に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート調査」においては、「学校は男女平等である」と感じている人の割合が6割を越えており、家庭や職場等と比較すると男女平等意識が進んでいるといえます。その一方で、男女の平等と相互の理解や協力についての学習や、教職員に対する男女平等についての研修のさらなる充実を望むという結果もでています。

子どもたちが男女平等意識を持って主体的に生きることができるように、一人ひとりの個性や能力を尊重した教育・保育を進めるとともに、教育・保育関係者への意識啓発を、さらに進めていきます。また、児童・生徒が主体的に多様な進路を選択できるように、きめ細かな支援を行います。

事 業	事 業 内 容 / 詳細事業	担当課
【8】 学校教育・保育全 体を通した男女平 等についての指導 の充実	人権の尊重、男女の平等についての指導を充実させるとともに、自立の意識を育み、個性や能力を尊重する教育・保育を進めます。また、教育や保育に携わる関係者が、男女共同参画の理念を理解し、その意識を高める研修等を充実させます。 ・男女平等の視点に基づいた学校・保育所の運営・ジェンダーにとらわれない学校教育・保育の実施・読書活動の中でのジェンダーにとらわれない図書の紹介・教育関係図書、ビデオ・DVD等の資料収集及び貸出・教育・保育関係者への研修や意識啓発の充実	学校教育課 子育て支援課
【9】 固定的な性別役割 の考えにとらわれ ない進学・就職指 導の推進	男女がともに生き方や能力・適性を考え、主体的に進路を選択する 能力や態度を身につけることができるように指導します。 ・男女が主体的に進路を選択できる進学・就職指導の充実 ・女性が理工系分野や社会科学分野などを積極的に選択できるよ うな進路指導の促進 ・ジェンダーにとらわれない進路選択をしたロールモデル情報の 提供	学校教育課
【10】 男女共同参画モデ ル校事業の推進	男女共同参画のモデル校・幼稚園・保育所を指定し、教材開発や研究事業を進めるとともに、その実績を広く周知します。 ・男女共同参画モデル校・幼稚園・保育所事業の推進	学校教育課 子育て支援課

(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進

男女共同参画社会の実現には、男女がともにそれぞれの個性と能力を発揮し、社会に参画することが必要です。

そのためには、生涯学習の振興が極めて重要な意義を持ちます。また、生涯学習の場は男女共同参画について学ぶ場としても期待されます。

生涯のどの段階においても自発的に学習機会を選択して学ぶことができ、学習の成果をさまざまな形で生かすことのできる生涯学習社会を形成します。

<施策> <事業> 男女共同参画に関する生涯学習の推進 男女共同参画に関する学習機会の提供 地域・家庭に向けた生涯学習の推進

事業	事業内容/詳細事業	担当課
【11】 男女共同参画に関 する学習機会の 提供	男女共同参画についての理解を深めるため、生涯にわたり男女共同 参画について学習する機会の充実や情報収集に努めます。 ・男女共同参画に関する講演会や講座の開設 ・男女共同参画に関する図書等の充実 ・講演会等の実施にあたっての配慮(日時・場所・託児・手話・ 要約筆記など) ・女性のエンパワーメントのための学習機会の提供	男女共同参画室 地域振興課 図書館 講演会等を実施す る全ての課
【12】 地域・家庭に向け た生涯学習の推進	男女がお互いの人格を尊重し、相手の立場を理解しながら、共に助け合う気運が高まるように、生涯学習の実施を支援します。 ・男女共同参画の視点による家庭教育に関する講演会などの実施・市民活動団体などが取り組む男女共同参画に関する学習活動への支援 ・男女共同参画の視点を持ったリーダーの養成	地域振興課男女共同参画室

目標3 人権が尊重される社会基盤の確立

(1) 人権を理解し尊重する意識の確立

人権は、男女共同参画社会基本法の基本理念の一つとして掲げられ、だれもが生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利です。個人としての尊厳が重んじられ、差別を受けることなく、個人の能力を発揮する機会が確保される必要があります。人権の確立なくして男女共同参画社会の実現はありえないからです。

そのために、人権に対する正しい理解を促し、不当な人権侵害が起こらないように、人権 尊重や男女平等に関する啓発を進めていきます。

<施策> <事業>

人権を理解し尊重する意識の確立 ————人権が尊重される社会づくりに向けての啓発

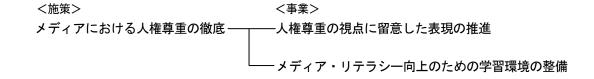
事業	事業内容/詳細事業	担当課
【13】 人権が尊重される 社会づくりに向け ての啓発	男女共同参画社会の基本である人権尊重意識を育てるため、あらゆる機会を活用して差別がない社会づくりに向けての啓発を行います。 ・人権に関係の深い条約や法律・条例などのわかりやすい周知・「人権週間(毎年12/4~12/10)」や「国際女性デー(毎年3/8)」などに併せた重点的な啓発活動の実施・各種啓発活動における関係部署の連携	人権課 男女共同参画室

(2) メディアにおける人権尊重の徹底

インターネットに代表されるメディアの多様化により、情報収集の利便性が向上し、市民の新たなネットワークの拡大に資しています。その一方で、女性や子どもの人権を侵害するような表現が流通し、問題視されています。

だれもが容易に情報の受信や発信を行えるようになったメディアに対して、表現の自由に 配慮しながら、人権を尊重した表現を自主的に行うように、それぞれに働きかけます。

また、メディアからもたらされる膨大な情報を市民が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解き自己発信することのできる能力の育成を支援します。



事業	事業内容/詳細事業	担当課
【14】 人権尊重の視点に 留意した表現の推 進	メディアが人々の意識形成に与える影響の大きさを考慮し、人権尊重の視点に留意した表現方法を推進します。 ・市役所におけるホームページ・各種刊行物等の表現、内容の適正化 ・人権に配慮した表現を推進するための啓発	人権課全ての課
【15】 メディア・リテラ シー向上のための 学習環境の整備	学校教育や社会教育におけるメディア・リテラシー(メディアからの情報を無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解き、自己発信する能力)の向上を支援します。 ・メディア・リテラシーを考える学習機会の提供 ・学校におけるメディア・リテラシー教育の充実	男女共同参画室 地域振興課 学校教育課

(3) 人権に関する相談窓口・救済体制の整備

人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、人権の侵害を受けた場合の被害者救済体制・相談体制を整備し、関係機関との連携の強化に努めます。

<施策> <事業>

人権に関する相談窓口・救済体制の整備―――相談窓口・救済体制などの情報提供のシステム整備

事業	事業内容/詳細事業	担当課
【16】 相談窓口・救済 体制などの情報 提供のシステム 整備	人権侵害を受けた被害者を救済する体制について情報提供するほか、それぞれの窓口・機関との連携が図れるようなシステムを整備します。 ・権利の侵害に関する相談窓口や救済機関などの情報提供 ・相談、救済の成果や事例の紹介 ・相談体制の整備 ・関係機関との連携強化	男女共同参画室 人権課 福祉課 子育て支援課 相談窓口を持つ 全ての課

プランの数値目標とモニタリング指標 < I 気づく>

プランの進捗状況を検証・評価するため、次の事業について計画期間中に達成すべき「数値目標」と、男女共同参画の推進状況について今後の参考とするための「モニタリング指標」を設定しました。

数値目標

事業	項目	数値	
		現状	目標
[4]	男女共同参画推進のための事業協力団体数	14団体	25団体
		(平成22年1月)	(平成26年度)
[7]	「男女共同参画社会」という言葉を全く知らない人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	21.6%	0.0%
171		(平成22年1月)	(平成26年度)
	「ジェンダー」という言葉を全く知らない人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	53.7%	45.0%
		(平成21年度)	
[8]	教育·保育関係者の男女共同参画に関する研修会への 参加者数	年339人	年370人
[10]	男女共同参画モデル校・幼稚園・保育所の指定数	1幼稚園	2中学校 4小学校 6幼稚園 6保育所
[12]	男女共同参画を推進するリーダーの登録者数 ※新たに、男女共同参画推進に係るリーダーの登録制度を設ける。	_	20人

[※]数値目標の「現状」は平成23年1月末、「目標」は平成29年3月末を基本とし、それ以外の場合は別途 ()で示します。

モニタリング指標

事業	項目	現状の数値
		(平成22年1月)
	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛成の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	50.5%
		(平成22年1月)
	女性が職業を持つことについての考え方 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	
	(1)女性は職業を持たないほうがよい	1.9%
	(2)結婚するまでは職業を持つほうがよい	3.7%
	(3)子どもができるまでは職業を持つほうがよい	5.5%
	(4)子どもができてもずっと職業を続けるほうがよい	33.5%
	(5)子どもができたら職業をやめ、子どもが大きくなったら再び	42.1%
	職業を持つほうがよい	
		(平成22年1月)
	男女平等について「男性が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	
[7]	(1)家庭生活において	58.7%
111	(2)職場において	60.0%
	(3)学校教育の場において	13.2%
	(4)政治の場において	63.3%
	(5)法律や制度において	32.0%
	(6)社会通念・慣習・しきたりなどにおいて	71.4%
	(7)自治会やNPOなどの地域活動の場において	36.8%
	(8)社会全体において	62.2%
		(平成22年1月)
	男女共同参画社会を目指す法制度の認知度 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	
	(1)「男女共同参画社会基本法」を知っている人の割合	47.4%
	(2)「丸亀市男女共同参画推進条例」を知っている人の割合	32.4%
	(3)「女子差別撤廃条約」を知っている人の割合	36.5%
	(4)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」	75.9%
	を知っている人の割合	

※モニタリング指標の「現状の数値」は、平成22年1月に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」結果によるものです。